

岡崎市の児童遊園・こども広場の清掃活動等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の規定に基づき岡崎市に設置された児童遊園及び岡崎市が定めたこども広場（以下、「広場等」という。）の清掃活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(清掃活動等の団体)

第2条 広場等の清掃活動等は、原則として当該広場等の所在する町内会が行うものとし、清掃活動等の責任者は町総代とする。ただし、開発行為により造られた広場等については、開発区域内に区分所有法に基づく管理組合が結成される場合には、清掃活動等の責任者は管理組合の代表者とし、管理組合にて清掃活動等を行うことができるものとする。（以下、町内会及び管理組合を「町内会等」という。）

(清掃活動等の内容)

第3条 この要綱において「清掃活動等」とは、次の活動をいう。

- (1) 広場等の施設（広場及び遊戯施設・便所・フェンス等工作物をいう。以下同じ。）の一般利用に支障がなく、不衛生とならないようにかつ防犯上支障がないように清掃、除草、樹木剪定等を行うこと。ただし、市有地の樹木剪定等においてはこの限りでない。
- (2) 施設の点検等を適宜行い、破損等を発見した場合は、速やかに市（公園緑地課）に連絡をすること。
- (3) 害虫が発生し、駆除を行う必要がある場合は、市（公園緑地課）に相談をすること。
*環境省及び農林水産省からの通達に基づく農薬使用の必要があるため。
- (4) 便所の汲取りが必要な場合は、市（公園緑地課）へ連絡をすること。

(清掃活動等の報告)

第4条 責任者は、指定の様式による清掃活動等報告書を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(報償金)

第5条 広場等の清掃活動等に対する報償金は、1箇所につき年額15,600円とする。
2 年度途中で広場等が新たに設置又は廃止された年度については、当該報償金を12で除した金額に当該年度の活動月数を乗じて得た金額とする。

(報償金の交付)

第6条 市は、清掃活動等報告書を提出した町内会等に対し、第5条の規定による報償金を毎年度1回、3月末までに交付する。
2 交付手法は口座振込とし、町内会においては、総代会連絡協議会へ届出ている口座、管理組合については、市へ届出ている口座へ交付する。ただし、口座振込先申出書が提出された場合については、申出のあった口座へ交付するものとする。

(活動中の補償)

第7条 責任者は、清掃活動等によって事故が発生した場合には、速やかに市（公園緑地課）に連絡をすること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、疑義等が生じた場合は、その都度、責任者と市の公園緑地課が協議を行い、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年度分からの清掃等に対する報償金の交付に関し適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。